

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都産業大学（以下「法人」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「役職員」とは、法人の役員及び職員をいう。

2 この規程において、「コンプライアンス」とは、役職員が、確固たる倫理観をもって法人の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に法人の業務を遂行するため、法令及び寄附行為その他の法人の諸規程を遵守することをいう。

3 「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものである。

4 「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、法人が文章により定めた規範を含むものである。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、法人のコンプライアンス推進の最高責任者として、すべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスに関わる役職員への研修、教育及び啓発活動を継続して実施する等により、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、法人の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役職員は、法人の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

3 役職員は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規則・規程に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告するものとする。

(コンプライアンス委員会の設置)

第5条 理事長は、第3条に定める責務を果たすため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 総務担当理事
- (3) 危機管理担当理事
- (4) 総務部長
- (5) 監査室長
- (6) その他理事長が必要と認める者

(開催)

第7条 委員会に委員長を置き、常務理事をもって充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) コンプライアンスを推進し管理する体制を整備し、見直す基本方針を決定すること。

(2) 不正行為の防止及び再発防止等に関わる役職員への研修、教育及び啓発計画を樹立し、実施すること。

(3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに常任理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。

(4) コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策を樹立し、実行するための方策

(5) この規程を含むコンプライアンスに関する規程全体の運用状況を点検し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。

(6) その他コンプライアンスを推進するため、必要であるとして理事長から諮問された事項

(他規程との関係)

第9条 コンプライアンスのうち、ハラスメントの防止、個人情報保護の保護、公的研究費の適正管理、研究費不正の防止等に関して、規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

(相談・通報窓口)

第10条 役職員及び在学生その他の利害関係人は、法人のコンプライアンスに関して相談し、又はコンプライアンス違反があると思料する場合には、法人に、相談又は通報（以下「通報等」という。）することができる。

2 コンプライアンス違反に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他の不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害することのないよう努めなければならない。

3 第1項の通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、監査室及び顧問弁護士事務所とする。

4 前条の規程に対応が定められているコンプライアンス違反は、前項に定める通報窓口において、所轄の窓口に申し渡しをする。

5 公益通報者保護法の対象となる法人の役職員、派遣されている派遣労働者及び法人取引先の労働者等からの通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、学校法人京都産業大学公益通報等に関する規程に定めるところによる。

6 前項に定める公益通報者保護法の対象とならない在学生その他の利害関係人からの通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、次条から第14条に定めるところによる。

(通報事実に関する調査)

第11条 通報窓口担当者は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実が

コンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて、速やかに調査を開始しなければならない。

2 通報窓口責任者は、前項により調査を開始する場合、理事長へ報告するものとする。

3 法人の役職員は、コンプライアンス違反に関する調査に協力しなければならない。この場合において、コンプライアンス違反に関する調査に協力した者は、その調査に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(是正措置等)

第12条 法人は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適当な措置を執らなければならない。

2 通報窓口責任者は、前項の調査結果及び措置の結果を理事長へ報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 法人は、コンプライアンスに関し相談し若しくはコンプライアンス違反の通報をしたこと又はコンプライアンス違反に関する調査に協力したことを理由に、当該通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等情報の取扱い)

第14条 通報窓口及び調査の業務に関与した者は、コンプライアンスの相談者又はコンプライアンス違反の通報者の氏名その他の通報者を識別することができる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(懲戒処分等)

第15条 コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者に対しては、就業規則その他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。

2 犯罪に該当する行為又は過料対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄庁への通告・報告を行う場合がある。

(コンプライアンスのための教育)

第16条 法人は、役職員に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的実施するものとする。

(監査)

第17条 監事は、理事の業務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、理事会に報告する。

2 監査室は、職員の職務執行に関し、コンプライアンスの観点から内部監査し、監事及び理事長に報告する。

(点検・改善)

第18条 法人は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、総務部において行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。